

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第十九号）新旧対照条文  
 ○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（呼気検査の方法）</p> <p>第二十六条の二の二 法第六十七条第三項の規定による呼気の検査は、検査を受ける者にその呼気を風船又はアルコールを検知する機器に吹き込ませることによりこれを採用して行うものとする。</p> <p>（免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由）</p> <p>第三十三条の六の二 法第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに同表の備考四の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 海外旅行をしていたこと。</p> <p>二 災害を受けたこと。</p> <p>三 五（略）</p> <p>（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）</p> <p>第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間に第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者（法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証（以下「免許証」という。）に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行</p>	<p>（呼気検査の方法）</p> <p>第二十六条の二の二 法第六十七条第三項の規定による呼気の検査は、検査を受ける者にその呼気を風船に吹き込ませることによりこれを採用して行うものとする。</p> <p>（免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由）</p> <p>第三十三条の六の二 法第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び同表の備考四の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）</p> <p>第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間に於いて違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。</p>

う試験（以下この項において「適性試験」という。）を受けた日の前日が第四号に定める日以後である者に限る。）にあつては、それぞれ第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間。次項において同じ。）において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。

一 法第一百一条第六項の規定により免許証の更新（免許証の有効期間の更新をいう。以下同じ。）を受けた者 更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下この条において「特定誕生日」という。）の四十日前の日

二（略）

三 前条各号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果法第五十五条の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの 更新を受けることができなかつた免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日

四 法第一百三十三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限る。）

一 法第一百一条第六項の規定により免許証の更新（運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間の更新をいう。以下同じ。）を受けた者 更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下この条において「特定誕生日」という。）の四十日前の日

二（略）

三 海外旅行、災害その他前条各号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果法第五十五条の規定により効力を失つた日から起算して六月を経過しない者に限る。）で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの 更新を受けることができなかつた免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日

（新設）

り、同日前の直近においてした法第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は法第一百一条の五の規定による報告について法第一百七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの 当該免許証に係る適性試験を受けた日（取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日）

五] 法第九十二条第二項の規定により免許証の交付を受けた者 当該免許証に係る適性試験を受けた日（当該免許証と引き換えた免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日）

2 (略)

(試験の免除)

第三十四条の三 (略)

2 (略)

3 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定めるやむを得ない理由は、第三十三条の六の二第三号から第五号までに掲げるものとする。

4 (略)

(危険行為)

第四十一条の三 法第八十条の三の四の政令で定める行為は、自転車の

四] 法第九十二条第二項の規定により免許証の交付を受けた者 当該

免許証に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験を受けた日（当該免許証と引き換えた免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日）

2 (略)

(試験の免除)

第三十四条の三 (略)

2 (略)

3 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定めるやむを得ない理由は、第三十三条の六の二各号に掲げるものとする。

4 (略)

(新設)

運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

- 一 法第七条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為
- 二 法第八条（通行の禁止等）第一項の規定に違反する行為
- 三 法第九条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反する行為
- 四 法第十七条（通行区分）第一項、第四項又は第六項の規定に違反する行為
- 五 法第十七条の二（軽車両の路側帯通行）第二項の規定に違反する行為
- 六 法第三十三条（踏切の通過）第二項の規定に違反する行為
- 七 法第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 八 法第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 九 法第三十七条の二（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 十 法第四十三条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為
- 十一 法第六十三条の四（普通自転車の歩道通行）第二項の規定に違反する行為
- 十二 法第六十三条の九（自転車の制動装置等）第一項の規定に違反する行為
- 十三 法第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反する行為（法第一百七条の二第一号に規定する酒に酔った状態とする行為）

ものに限る。)

十四 法第七十条(安全運転の義務)の規定に違反する行為

(保管証)

第四十一条の四 (略)

2 3 4 (略)

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の種別	区分	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
(略)	(略)	(略)	(略)
講習手数料	法第百八条の二第二項第十三号に掲げる講習	五千二百円(当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合)	八千五百円(当該講習が国家公安委員会規則で定める)

(保管証)

第四十一条の三 (略)

2 3 4 (略)

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の種別	区分	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
(略)	(略)	(略)	(略)
講習手数料	法第百八条の二第二項第十三号に掲げる講習	五千二百円(当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合)	八千五百円(当該講習が国家公安委員会規則で定める)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	法第百八条の二第一項第十 四号に掲げる講習	講習一時間に ついて四百五 十円	講習一時間 について千 四百五十円
		合にあつては 、三千四百円	ものである 場合にあつ ては、五千 八百円

2・3 (略)

(警察庁長官への権限の委任)

第四十三条の二 法第五十一条の六第一項の規定による報告の受理及び  
通報、同条第二項の規定による通知並びに法第百六条、第百七条の六  
及び第百八条の三の五の規定による報告の受理及び通報に関する事務  
は、警察庁長官が行う。

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(新設)	(新設)	(新設)
		合にあつては 、三千四百円	ものである 場合にあつ ては、五千 八百円

2・3 (略)

(警察庁長官への権限の委任)

第四十三条の二 法第五十一条の六第一項の規定による報告の受理及び  
通報、同条第二項の規定による通知並びに法第百六条及び第百七条の  
六の規定による報告の受理及び通報に関する事務は、警察庁長官が行  
う。